

令和3年11月11日

岐阜大学学長 森脇 久隆 殿

岐阜大学職員組合中央執行委員長 椎名 貴彦

「令和3年度人事院勧告への対応について」に関する質問および要求書

日頃の大学運営に対するご尽力に感謝を申し上げます。

この度の「期末手当の引き下げ」は、昨年来の新型コロナウイルス感染拡大に関連する様々な経済負担増を鑑みると、誠に遺憾であります。岐阜大学職員組合は、表題の件に関して、以下のように質問および要求します。令和3年11月30日までに、以下の質問および要求に対して文書にて回答していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 1. 期末手当の引き下げによる「影響額」の用途について

期末手当を引き下げた場合、引き下げ分の余剰金が発生するものと思われま。す。「令和3年度人事院勧告への対応について」にも、「勧告による影響額（速報値）としては、岐阜大学で約120百万円、名古屋大学で約265百万円、機構全体で約385百万円見込まれる。」と記載があります。この「影響額」は今後何に使用する予定なのか、お聞かせください。あわせて、期末手当の引き下げに伴う余剰金は真に法人職員の利益となるように使用することを求めます。

#### 2. 「一時金の支給」について

「令和3年度人事院勧告への対応について」には、「なお、新型コロナウイルス感染症関連における学生や教職員等への対応業務及び東海国立大学機構設立後における各種対応業務等に機構全体として取り組んでいる状況下にあることに配慮し、この度の引下げにより影響が生じることとなる職員に対しては、今後、予算の執行状況をみながら、一時金の支給について検討する。」との記載があります。「この度の引下げにより影響が生じることとなる職員」とは具体的にどの職員を指すのかお聞かせください。また、「一時金の支給」について、検討されている時期や支給額等の詳細をお聞かせください。

以上